

平成 29 年度 唐津市立肥前中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの生徒も被害者や加害者になりうる危険性を持っている。いじめに関しては、これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃より些細な兆候を見逃さず、学校全体として組織的にその防止に努めなければならない。

もとより学校は、すべての生徒が安全に安心して学び続ける環境を提供する責務がある。そのために、生徒一人一人を大切に、生徒が自分のみならず、相手の命や生きる権利を深く理解し、互いに認め合う共感的な人間関係づくりに取り組んでいく。更に、学校・保護者・地域との連携により、学校の教育活動全体を通じて、生徒の自己肯定感を育み、健全な成長を図る魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは生徒が、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、一定の人間関係のある者から、「身体的暴力」や「金品のゆすり・たかり」「個人の所有物隠し」など物理的な攻撃や「仲間外れ」や「集団による無視」など心理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている様態を指す。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けたと思われる個々の生徒の立場・気持ちを重視して行われなければならない。

3 いじめ防止対策組織

校内組織の「いじめ防止対策委員会」を充実させ、教職員が学級経営や教科経営において生徒一人一人を観察するよう努める。いじめの兆候や懸念、教育面談等を通じた「いじめ」の訴えを見逃さないように努める。また、当該教職員が一人で抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事及び生徒指導担当職員、養護教諭で構成し、必要に応じスクールカウンセラーや育友会役員、学校評議員等と連携する。

(1) 「いじめ防止対策組織の役割」

① 「いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・計画的な生活アンケートやQ-Uアンケート等の実施及び分析を行い、情報を教職員で共有化する。
- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策が実効あるものであるか検討し、必要に応じて改善を図る。

②教職員の共通理解と危機意識の高揚

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と危機意識の高揚を図る。
- ・生活アンケートやQ-Uアンケート、教育相談等の内容集約・分析、情報の共有化、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③生徒や保護者、地域に対する情報発信と啓発

- ・随時、学校通信やホームページ等、青少年健全育成協議会等を通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、地域との連携を図りながら「いじめ防止」を推進する。

④いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめが懸念されるとの情報があった場合には、被害生徒、加害生徒の心情に十分配慮し、正確な事実把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織するとともに唐津市教育委員会に連絡する。
- ・事案への対応については「いじめ防止対策委員会」を中心に、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の被害生徒・加害生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ防止等に関する具体的取組

(1) いじめの未然防止への取組

- ①生徒同士の健全な関わりを大切にし、共感的な人間関係づくりを目指した学級経営や教科経営を進める。
- ②学校の教育活動全体を通じて、生徒の自己存在感や自己有用感を育むよう努める。
- ③道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を通じて、命の大切さや、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④情報モラル教育や情報安全教育を推進し、生徒にパソコンやスマートフォン等情報通信機器の健全な利用とマナー等について理解を深めさせ、ネットやラインでの誹謗・中傷等ネットいじめの被害者または加害者にならないよう指導に努める。
- ⑤生徒自らが「いじめの無い学校」を目指し、生徒の行動レベルとしていじめ撲滅に努めるよう、生徒会を中心とした実践活動を指導、支援する。

(2) いじめの早期発見への取組

- ①教職員の日ごろからの見取は勿論のこと、原則、生活アンケートを月に1回、Q-Uアンケートと教育相談を年間2～3回実施し、生徒の小さな変容やサインを見逃さないよう努める。
- ②学校行事等の諸活動を通じて担任教師はもとより、全教職員と生徒の共感的な人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい雰囲気づくり、環境づくり等に努める。
- ③いじめ相談電話等、外部の関係機関を紹介し、生徒が一人で抱え込まないように、相談しやすい環境づくりに努める。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめを覚知したら、「いじめ防止対策委員会」を中心に情報を収集し、認知した場合組織的且つ迅速に対応する。
- ②被害生徒を守り抜くという姿勢で対応し、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、いじめの問題性など毅然とした姿勢で指導や支援に臨み、再発防止に努める。
- ③教職員の共通理解を図り、保護者の理解・協力を得て、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、事案により、警察署や児童相談所等の関係機関との連携のもと、解決・解消に取り組む。
- ④ネットやラインによる誹謗・中傷など、加害者が他校生徒など広範囲にわたる場合は関係校の生徒指導担当職員や関係校のいじめ防止対策委員会などと連絡を密にし、事案により警察署や法務局、ネット管理会社などとも連携して解決・解消に取り組む。
- ⑤いじめの加害者や被害者以外の傍観者（いじめが起きた集団）への指導も行い、傍観者も加害者であることを徹底して理解させ、「いじめを見過ごさない」「見て見ぬふりをしない」「生み出さない」集団作りに取り組み、再発防止に努める。

5 重大事案への対応

- (1) 重大事案が発生した場合は、速やかに唐津市教育委員会に報告し、本校が作成した「重大事案対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。

(3) 調査結果については、唐津市教育委員会に指導・助言を仰ぎ、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・改善

(1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルに基づいて見直し、より実効性のある取組となるよう改善を図る。

(2) 学校評価に盛り込まれているいじめに関する項目を検討し、評価結果に基づいて「いじめ対策委員会」で取組の改善を図る。

7 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画的に実施し、生徒理解やいじめに対応する教職員の資質向上を図る。

(2) 生徒理解協議会を原則、月1回開催し、生徒の現状把握や事案対応の共通理解を図り、組織として対応する体制づくりを行う。

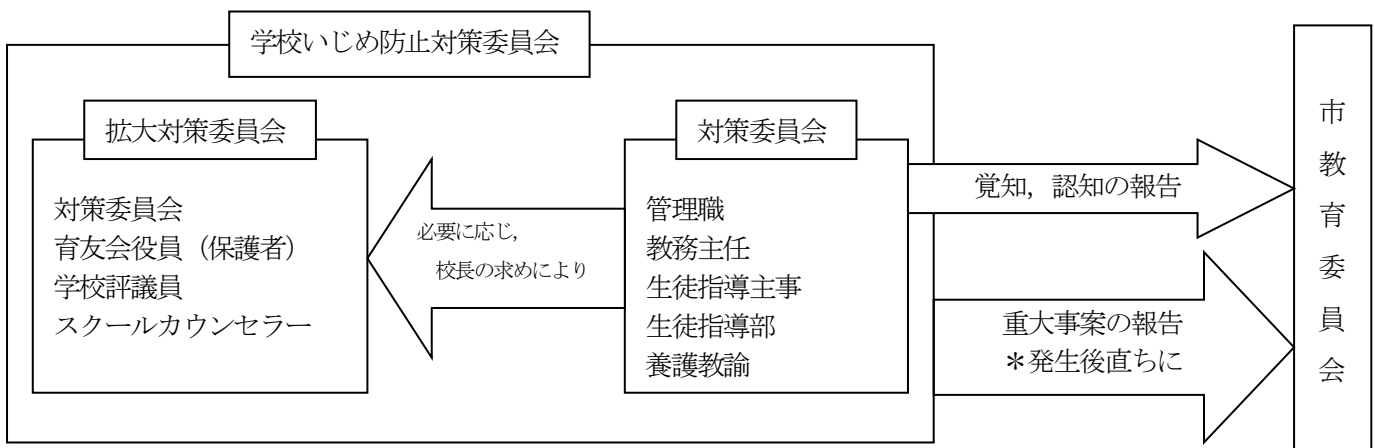
(3) 生徒指導委員会（校長・教頭・生徒指導主事及び各学年生徒指導担当職員）を原則、週1回開催し、情報交換を行う。

(4) 長期休業の事前・事後にもいじめ防止のための指導を行う。

(5) 「いじめ防止基本方針」は年度当初の4月に学校経営指針の一つとして保護者に知らせる。

(6) 年1回「いじめ防止対策委員会」（校長、教頭、生徒指導主事、いじめ防止対策委員）を開催する。

【重大事案の対応フロー図】



*この基本方針は毎年見直すものとする